

議員提出第1号

令和8年3月19日

カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

提出者

安曇野市議会議員 木船 潤一

賛成者

安曇野市議会議員 内川 集雄

宛 先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

## カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書

我が国におけるカルテ等医療記録（以下、「カルテ等」）の現行制度における保存期間は、医師法や医療法施行規則において最大でも5年間と定められている。しかし以下①から⑦のような理由から診療経過の長期的把握すなわちカルテ等の保存期間の延伸の必要性は非常に高まっている。

- ① 医療の安全性及び継続性の確保の必要性
- ② 重複検査・重複投薬の防止、医療事故、医療紛争の防止
- ③ 医療者による説明責任の履行と医療事故の検証
- ④ 患者の救済手続を円滑化し国民の健康と生命を守り、ひいては患者の権利を保護するため
- ⑤ 慢性疾患、アレルギー疾患、自己免疫疾患等の長期管理が必要な疾患が増加している現状
- ⑥ 治療後相当期間を経て症状が顕在化する事例や、複数疾患を抱え込む高齢患者の増加等による医療環境の変化が認められる
- ⑦ 感染症に係るmRNA ワクチンや遺伝子医療、さらには再生医療等の新技術が導入されている

特に⑦との関係では医療記録の長期的な保全は科学的検証の基盤としても重要である。

さらには診療情報を迅速に参照できる体制の必要性も高まっている。国は現在、全国医療情報プラットフォームの構築、電子処方箋、オンライン資格確認等の医療 DX 推進を掲げ、医療情報の利活用による医療の質の向上や医療提供体制の効率化を目指している。医療 DX を実効性あるものとするためには、必要な医療データが十分な期間にわたり安全かつ確実に保全される制度の整備が不可欠である。一方電子カルテの普及により保存手段の高度化が進む中で、医療機関に過度な負担が生じないよう配慮された、適切な制度設計と支援策の整備が求められる。

よって国においては、下記の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

### 記

- (1) 【保存期間】カルテ等の保存期間について、疾病特性、診療の継続性及び先端医療技術等の観点から踏まえた上での区分設定を含め、現在5年という保存期間に関する現行制度の妥当性を検証し必要な見直しを行うこと。
- (2) 【費用負担】医療機関への負担が過度なものとならないよう、電子カルテ保存の標準化、国・自治体・医療機関の役割分担及び費用負担の在り方について具体的な検討を進めること。
- (3) 【セキュリティ】カルテ等の漏洩、悪用を防止するため、長期保存に必要なセキュリティ対策及びデータ保全体制について、国として技術的及び財政的支援策を講ずること。
- (4) 【アクセス】カルテ等の長期保存に当たり、患者が自己の医療情報に適切かつ円滑にアクセスできる仕組みを整備すること。

- (5) 【二次利用】カルテ等の研究目的など二次利用に際しては、個人情報保護法に基づく安全管理措置を徹底しつつ、医療の安全及び質の向上に資するデータ利活用の環境整備を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎

議員提出第2号

令和8年3月19日

アメリカ合衆国とイスラエル国によるイラン・イスラム共和国に対する先制攻撃を  
厳しく非難し、即時中止を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の  
議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

提出者

安曇野市議会議員 遠藤 武文

賛成者

安曇野市議会議員 内川 集雄

安曇野市議会議員 吉澤 茉帆

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

アメリカ合衆国とイスラエル国によるイラン・イスラム共和国に対する先制攻撃を  
厳しく非難し、即時中止を求める意見書

本年2月28日に開始されたアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）とイスラエル国（以下「イスラエル」という）によるイラン・イスラム共和国（以下「イラン」という）に対する先制攻撃は、武力行使を禁じる国連憲章と国際法への重大な違反行為であり、国際社会の平和と安全を脅かす行為であり、断じて容認することはできない。

安曇野市議会は、「平和都市宣言」を行った都市の議会として世界の恒久平和を願い、アメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃に抗議するとともに、アメリカとイスラエルに対し攻撃を即時に中止するよう強く求める。

日本政府におかれては、国際社会との緊密な連携により、アメリカとイスラエルに対して、イランへの攻撃の即時中止を求めるとともに、平和的解決に向けた外交努力に万全を期すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎

議員提出第3号

令和8年3月19日

非核三原則の堅持を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

提出者

安曇野市議会議員 菊池 久美子

賛成者

安曇野市議会議員 内川 集雄

安曇野市議会議員 野部 知江

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

## 非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

また、我が国は被爆国として、「核兵器のない世界」を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となって、国際平和を主導する役割を担うことが期待されています。

しかしながら、政府は、安全保障関連三文書の改定に向けた議論を開始し、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声があります。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島、長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきです。

安曇野市は、核兵器のない平和な世界の実現の願いを込めた「平和都市宣言」を制定しています。よって、安曇野市議会は、国会及び政府において、非核三原則を堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月19日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎